

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:県政一般

令和6年7月1日

水道用水供給事業の料金改定について

埼玉県企業局では、水道用水供給事業*を行っており、直接各家庭等に水道水を配水している市や町などの受水団体に、水道用水を供給しています。

水道用水の安定供給を継続していくには、受水団体へ卸売りしている水道水の料金改定が必要であるため、改定に向けた方針についてお知らせします。

*水道用水供給事業…水道事業者が水道用水を供給する事業（水道水の卸売業）

1 改定内容（予定）

1 立方メートル当たり 61.78円 ⇒ 76円【23%】程度

平均的な家庭用水道料金への影響は、1か月当たり 176円【7%】程度

（実際の影響額は受水団体によって異なります。）

※ 改定額は現段階の試算であり、今後令和5年度決算等を踏まえて精査します。

2 改定時期（予定）

令和8年4月1日

3 今後のスケジュール

令和6年12月定例県議会において改正条例案の提案に向け準備していきます。